



「誰でも簡単に稼げる！」という 怪しい儲け話に注意！

＜相談事例＞

SNSで友達登録した人から1日10万円稼げる副業というメールが送られてきた。誰でも簡単に稼げると書いてあったので興味を持ち、インターネット上で情報商材を70万円で購入した。

ところが、購入した情報商材には様々なデータが表示され簡単に出来るものでなく、説明と違い思ったように儲からない。また、約束したサポートも繋がらない。(20代女性)

●「簡単に儲かる」うまい話に注意！

インターネットの情報商材トラブルが急増しています。情報商材とは、主にインターネット上での通信販売等で、副業や投資など高額収入が得られると言って販売され、情報自体が商品になっているものです。そのため、購入するまで内容を確認することが出来ず、購入してみたら、広告や説明と違ったというトラブルが絶えません。「誰でも簡単に稼げる」などの儲け話につられて、内容がよく分からないまま契約してしまうケースがみられます。また、一度購入すると、「もっと稼ぐために追加の契約が必要」などと勧誘を受けるケースも多くみられます。内容が分からなかったり、少しでも怪しいと思ったら、安易に契約しないようにしましょう。

●困った時は消費生活センターに相談しましょう！

通信販売での契約はクーリング・オフの適用がなく、解約や返金については事業者の規定に沿うこととなります。しかし、事業者が勧誘する際に「必ず月30万円稼げる」など事実と異なることを言われた場合などは、契約の取消しの主張が出来る場合もありますので、困った時はすぐに消費生活センターに相談してください。

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。
予約電話および電話での相談は、戸畑相談窓口☎861-0999へ。

消費者ホットライン☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）

